様式第二十五号の八（第十九条の三関係）

（用紙Ａ４）

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第２項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

登録経営状況分析機関代表者　　平成　　年　　月　　日

殿　　申請者　　印

申請年月日	平成　　年　　月　　日
申請時の許可番号	大臣／知事　コード　　国土交通大臣／知事　許可（般／特　許可番号　ー　）第　　号　許可年月日　平成　　年　　月　　日
前回の申請時の許可番号	大臣／知事　コード　　国土交通大臣／知事　許可（般／特　許可番号　ー　）第　　号　許可年月日　平成　　年　　月　　日
審査基準日	平成　　年　　月　　日
審査対象事業年度	期間　自　平成　　年　　月　　日　～　至　平成　　年　　月　　日　処理の区分　①　　②
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	期間　自　平成　　年　　月　　日　～　至　平成　　年　　月　　日　処理の区分　①　　②
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	期間　自　平成　　年　　月　　日　～　至　平成　　年　　月　　日　処理の区分　①　　②
法人又は個人の別	＿（１.法人　２.個人）
前回の申請の有無	＿（１.有　２.無）
単独決算又は連結決算の別	＿（１.単独決算　２.連結決算）
商号又は名称のフリガナ	
商号又は名称	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	
代表者又は個人の氏名	
主たる営業所の所在地	
主たる営業所の電話番号	
当期減価償却実施額	，　　，　　，　　（千円）
前期減価償却実施額	，　　，　　，　　（千円）
（備考欄）	

連絡先

所属等	氏名	電話番号	ファックス番号

記載要領

1　「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

2　太枠（備考欄）の枠内には記載しないこと。

3　「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。

4　「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣／知事」及び「般／特」は、不要のものを消すこと。

5　「申請時の許可番号」の欄の「大臣／知事　コード」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。

6　「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合についてのみ記載すること。

7　「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。

8　「審査対象事業年度」の欄の「至平成　　年　　月　　日」は審査基準日等を、「自平成　　年　　月　　日」は審査基準日の１年前の日の翌日等を次の表の例により記載すること。

また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処　理　の　種　類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成15年４月１日から平成16年３月31日までの事業年度について申請する場合 自平成15年４月１日 ～ 至平成16年３月31日
01	６か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成15年10月１日から平成16年３月31日までの事業年度について申請する場合 自平成15年４月１日 ～ 至平成16年３月31日
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で平成16年３月31日に終了した事業年度について申請するとき 自平成15年４月１日 ～ 至平成16年３月31日 （例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年３月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成19年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自平成15年１月１日 ～ 至平成15年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

	（例）平成15年10月１日に会社を新たに設立した場合で平成16年３月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自平成15年10月１日 ～ 至平成16年３月31日
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）平成15年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年３月31日）より前の日（平成15年11月１日）に申請するとき 自平成15年10月１日 ～ 至平成15年10月１日

また、「処理の区分」の②は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9　「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自平成　　年　　月　　日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により記載すること。

10　「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自平成　　年　　月　　日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により記載すること。

11　「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

12　「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「２」を、そうでない場合は「１」を記入すること。

13　「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること。

14　「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記載すること。

種　　類	略　　号
株式会社	㈱
特例有限会社	㈲
合名会社	㈴
合資会社	㈾
合同会社	㈿
協同組合	㈣
協業組合	㈷
企業組合	㈺

15　「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること

16　「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記載すること。

17　「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁

目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、記載すること。

18　「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、記載すること。

19　「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「１」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を記載すること。「２」と記入した者は、記載を要しない。

記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「０」を記載すること。

20　「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記載すること。

ただし、「前回の申請の有無」の欄に「１」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記載を省略することができる。

21　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処　理　の　種　類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡

	により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合